

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う ガス料金の特別措置の変更について

2020年6月25日

蒲原ガス株式会社

このたびの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、お客さまからお申し出があった場合にガス料金のお支払いについて以下の特別措置を実施しておりますが、影響の長期化を踏まえ7月分ガス料金についても同様に取り扱うことといたします。

記

1. ガス料金の早収期限^{※1}及び支払期限^{※2}の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまの2020年3月分、4月分、5月分、6月分及び7月分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用します。

また、2月分、3月分、4月分、5月分、6月分及び7月分のガス料金の支払期限日^{※2}をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※1 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して20日目の日

※2 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して50日目の日

2. 本件に関するお客さまからのお申し出先

窓 口	連 絡 先	受付時間
新潟市西蒲区巻甲 4111 番地 総務課 料金担当	0 2 5 6 - 7 2 - 3 3 3 7	平日 8 : 30 ~ 17 : 00

(土日祝日にご連絡をいただいた場合は、後日担当より連絡させていただきます)

以上

<お問い合わせ先>

蒲原ガス株式会社 料金担当
TEL 0256-72-3337